

令和4年度

事業概要

建設局

目 次

I	建設局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和4年度 主要事業の概要	5

建設局の概要

- 1. 局長 林 泰三
- 2. 局の職員数 955 人（令和 4 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 4 年度予算の概要

（1）一般会計 予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	125,309	9 土木費	39,426,652
17 使用料及手数料	5,491,181	10 都市計画費	1,702,663
18 国庫支出金	5,492,904	13 教育費	754,492
19 県支出金	416,596	14 災害復旧費	1,000
20 財産収入	1,223,485		
21 寄附金	242,130		
22 繰入金	632,492		
24 諸収入	451,116		
25 市債	16,562,000		
歳入合計	30,637,213	歳出合計	41,884,807

（2）駐車場事業費 予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	1,139,918	1 駐車場事業費	1,137,919
2 繰越金	1	2 予備費	2,000
歳入合計	1,139,919	歳出合計	1,139,919

(3) 下水道事業会計 予算

①収益的收入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 下水道事業収益	35,207,425	1 下水道事業費	34,428,338
収入合計	35,207,425	支出合計	34,428,338

②資本的收入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的收入	15,933,158	1 資本の支出	29,510,486
収入合計	15,933,158	支出合計	29,510,486

建設局

総務課 (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)下水道事業に係る会計事務に関すること。 (3)局の契約等に係る調整及び改善に関すること。	(3)自動車駐車場の管理に関すること。 (4)道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。
事業用地課 (1)不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	道路工務課 (1)道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)他の所管に属しない土木工事の調整に関すること。 (3)電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。 (4)橋梁の新設、維持及び補修に関すること。 (5)トンネルの維持及び補修に関すること。 (6)道路の防災及び災害復旧に関すること。 (7)交通安全対策に関する調査及び整備並びに調整に関すること。 (8)自転車走行空間及び自転車駐車場に係る整備並びに大規模な維持及び補修に関すること。
技術管理課 (1)技術管理に関する総括及び調整に関すること。 (2)土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。 (3)土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。 (4)工事の請負契約に係る検査に関すること。 (5)工事の安全管理に関すること。 (6)優良工事の認定に関すること。 (7)建設事業外部評価委員会に関すること。	駅前魅力創造課 (1)駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
防災課 (1)防災の推進及び災害復旧の総括に関すること。 (2)防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。 (3)局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。 (4)宅地造成に係る審査、許可及び検査に関すること。 (5)宅地の防災の推進に関すること。 (6)砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。 (7)六甲山系等における森林整備に関すること。 (8)森林環境譲与税を活用した事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	湾岸・広域幹線道路本部 推進課 (1)国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。 (2)前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。
河川課 (1)河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。 (2)河川の設計及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。	下水道部 経営管理課 (1)下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
道路管理課 (1)道路に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。 (2)道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。 (3)道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。 (4)道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。 (5)道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。 (6)道路の占用及び溝渠の使用に関すること。 (7)屋外広告物に関すること。 (8)私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関すること。	計画課 (1)下水道事業の計画に関すること。 (2)下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。 (3)工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。 (4)水質管理計画の総括に関すること。 管路課 (1)公共下水道に属する管路施設の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)排水設備に関すること。
道路計画課 (1)道路及び街路に関する調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。	施設課 (1)公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
	公園部 管理課 (1)公園緑地に係る不動産の管理に関すること。 (2)都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。 (4)市民との協働による公園緑地の管理に関すること。 (5)都市の緑化の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

建設局

(6)有料公園施設等の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

計画課

- (1)公園緑地に関する計画及び調整に関すること。
- (2)公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。
- (3)都市の緑化の推進に関すること（県民まちなみ緑化事業等に限る。）。
- (4)緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

整備課

- (1)公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。
- (2)公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。
- (3)公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)造園技術に関すること。
- (5)有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

森林整備事務所（２）

- (1)森林の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)六甲山系におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。
- (3)市有林の管理に関すること。
- (4)山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。
- (5)再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

王子動物園（１）

- (1)王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)動物の飼育及び繁殖に関すること。
- (3)動物の展示に関すること。
- (4)動物病院の管理運営に関すること。
- (5)動物の調査、研究及び園内教育に関すること。

建設事務所（１）（東部・中部・北・西部・垂水・西）

- (1)市民からの要望に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関すること。
- (3)私道の整備の助成に関すること。
- (4)都市公園の使用及び占用の許可（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5)巡視及び不法占用対策に関すること。
- (6)自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。
- (7)道路照明灯及び街路灯に関すること。
- (8)宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。
- (10)道路の美化等に関すること。
- (11)道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。
- (12)道路、街路及び河川の工事に関すること。
- (13)治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。
- (14)前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。
- (15)公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。

(16)公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。

(17)まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

水環境センター（１）（東・中央・西）

管理課

- (1)下水道の利用に関する相談、調査及び指導に関すること。
- (2)公共下水道の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

施設課

- (1)公共下水道に属する処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。
- (2)し尿の処理に関すること（中央水環境センター施設課に限る。）。

令和4年度 主要事業の概要

1. 災害に強い都市づくり（道路工務課、防災課、河川課、下水道部経営管理課・管路課・施設課）

【道路関連事業】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐために、道路防災対策を引き続き実施するとともに、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号（箕谷北）の抜本的な改良を進め、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指す。また、引き続き「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、着実に無電柱化事業を推進する。

【治山・砂防関連事業】

国や兵庫県と連携し砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む市有地の斜面对策を計画的に進める。民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の周知を行い、活用を推進する。

【治水関連事業】

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等において、都市基盤河川改修事業を引き続き実施するとともに、鎌ヶ谷川等において、貯留施設の整備と河川改修を併せて行う準用・普通河川改修事業を実施する。

また、平成30年台風21号で高潮被害が発生した天神川について、護岸の嵩上げ工事を実施する。

【内水氾濫対策事業】

台風による高潮位が原因で浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、設計施工一括方式（DB方式）を採用し、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

さらに、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化などが必要な箇所や、西河原地区（西区）等特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き必要な対策を実施するほか、雨水浸水対策基本方針に基づき、地区別浸水対策基本計画の策定に着手する。

【啓発関連事業】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、広報紙「くらしの防災ガイド」を市内全戸に配布する。

2. 災害に強く豊かな森づくり（防災課）

六甲山を緑豊かな美しい森として次世代に引き継ぐため、「六甲山森林整備戦略」に基づき、私有林を含めた六甲山全体の森林整備や発生材の活用など総合的な事業を展開する。

災害に強い森づくりを進めるため、市有林の整備と県民緑税事業や森林環境譲与税等を活用した私有林の整備を促進する。

また、関係部局等と連携し、公共施設等への発生材の利活用や、市民への森林整備・木材利用の普及啓発を進める。

3. 道路・橋梁・トンネルの安全対策（道路工務課）

橋梁・トンネルについては、道路法に基づく定期点検を実施し、発見された損傷箇所を計画的に修繕するメンテナンスサイクルを確立し、効率的・効果的に維持管理を行う。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査を計画的に実施し発見した空洞を速やかに補修する。

4. DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理（道路工務課）

効率的な維持管理を行うため、従来、紙資料で管理していた道路舗装やカーブミラー・街路樹等の道路附属物の管理状況等を、システム上で一元的に管理し、より効率的な修繕等を行う。

5. 西部処理場北系整備（下水道部施設課）

昭和40年に供用を開始した西部処理場は、耐用年数である50年を経過し、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進める。

6. 魚崎ポンプ場改築更新（下水道部施設課）

昭和37年に供用を開始した魚崎ポンプ場は、耐用年数である50年を経過し、また、阪神・淡路大震災により、躯体の劣化が著しく、耐震性能が不足していることから、改築更新を実施する。

改築更新については、設計施工一括発注方式（DB方式）を採用し、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替えを進める。

7. ポートアイランド処理場改築更新（下水道部経営管理課・施設課）

昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場は、施設の老朽化が進み、耐震性能が不足していることから民間活力を導入した改築及び維持管理の一括発注（DBO方式）を行う。令和4年度は事業者決定に向けた手続きを行う。

8. 東灘処理場汚泥処理施設改築更新（下水道部経営管理課・施設課）

東灘処理場における老朽化した汚泥脱水機等の計画的な改築を行う。また、バイオマス受入の事業化を進めることで、さらなる消化ガスの増量やCO₂削減を図る。令和4年度は、汚泥脱水機等を含む汚泥処理施設の改築・維持管理・消化ガス有効利用事業及びバイオマス受入事業を民間活力の導入により、一体で実施するべく事業者決定に向けた手続きを進める。

9. 公園リノベーション事業（公園部管理課・整備課）

公園をとりまく社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応するため、多様な世代が集うまちづくりの核となる拠点公園を整備するとともに、施設が老朽化しているしあわせの村トリム園地の再整備を進める。また、公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等を行う「公園トイレチェンジアクション」を、名谷公園等において推進する。

そして、P a r k - P F I等の公民連携事業の導入や、地域特性を活かした公園の活用を進める。

10. 公園緑地施設の計画的な更新（公園部整備課）

公園緑地の安全を維持しつつ将来の公園管理コストを低減するため、老朽化した遊具や、スタジアム等の公園施設の計画的な改築更新を、公園施設長寿命化計画に基づき推進するとともに、利用の少ないベンチ等の公園施設や不要な植栽の撤去を進める。

また、街路樹については、長尾線等において、危険木等の撤去や樹種転換を進める街路樹再整備を推進する。

11. 海浜公園の再整備（公園部整備課）

須磨海浜公園エリア全体が、家族連れをはじめとする市民や観光客等の多様な人でにぎわうよう、P a r k - P F I制度による民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を推進する。

12. 王子公園の再整備（道路計画課、公園部計画課、王子動物園）

交通至便な駅前の立地特性を活かしながら集客力や魅力を高め、周辺一帯の活性化とブランド力の向上を図るため、再整備に向け必要な調査及び検討を進める。

13. 動物園の魅力向上（王子動物園）

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、企業や大学等と連携を図り、動物園に求められている役割を果たしていく。

また、SNSの発信など広報機能の充実を図るとともに、with コロナ時代、さらにはポスト・コロナ時代を見据えて感染拡大防止対策を引き続き徹底するなど来園者サービスの向上に取り組む。

14. 便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進（道路計画課）

駐輪場では、市民サービスの向上のため、WEB上での定期購入、予約、決済等が可能となる駐輪場定期券等管理システムの導入に向けた開発を進める。また、引き続き、駐輪場の環境改善等のため、再整備や補修などを進めるとともに、駐輪場管理運営と駐輪指導・撤去業務等の一体的運用による放置自転車対策を行う。

さらに、神出山田自転車道において、民間事業者と連携し、シェアサイクルを試行実施するなど、継続的な利活用に向けた取り組みを推進する。

15. 六甲山・摩耶山の活性化（道路工務課、公園部森林整備事務所）

観光客やハイカーの利便性の向上を図るため、紅葉谷等の主要なハイキング道において、案内板や解説板等の整備を行うとともに、階段の補修等により歩行空間の整備を行う。一部のハイキング道において、民間事業者との連携により、利用の活性化を図る。

また、明石神戸宝塚線においても、安全・安心な歩行空間の確保を図るため、歩道整備に向けた工事等を行う。

16. 駅周辺のリノベーション（道路計画課、駅前魅力創造課、公園部計画課・整備課）

「まちの顔」である駅前広場を魅力ある空間へリニューアルすることで、まちやくらしの質を高め、都市ブランドの向上を図る。

17. 都心三宮・ウォーターフロントの再整備（道路計画課、道路工務課）

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア（第1段階）」の実現に向け、春日野交差点の改良を行い、三宮周辺の通過交通を外周道路へ誘導するとともに、人や車の動線を最適化し、安全で快適な歩行者環境の創出に向け、三宮北交差点の改良を行う。

また、都心とウォーターフロントの回遊性向上や歩行者の移動円滑化を図るため、税関前歩道橋のリニューアルや、ハーバーランド東ブリッジのデッキ延伸などを進める。さらに、三宮駐車場地下通路から東遊園地のメインエントランスへ繋がる階段の改修を行う。

都心の交通拠点への重要な南北動線である生田川右岸線については、機能強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。

18. 広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部など）の整備促進等（道路計画課、湾岸・広域幹線道路本部推進課）

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパスなどの整備を促進する。

また、新神戸トンネル南伸部（国道2号～港島トンネル）について事業化に向けた検討を進める。

19. 道路ネットワークの整備（道路計画課、道路工務課）

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線（有馬口等）や須磨多聞線、垂水妙法寺線等の整備を推進する。

また、慢性的な渋滞が発生している神戸三田線（皆森～谷上駅前）、商大線（高丸）、神戸三木線（西盛口）において、渋滞解消に向けた対策を推進するとともに、ICT技術を活用した渋滞状況分析を行う。

20. 異常高温対策（技術管理課、道路工務課、公園部管理課）

夏季の異常高温対策として、東遊園地周辺でミスト広場を設置する。また、水道局と連携し、都心部の道路では布引からのトンネル湧水を活用した散水を行う。

神戸高専、神戸大学と連携し、クールベンチや温度可視化システムなど新技術を活用した対策に取り組む。

21. 東遊園地・磯上公園再整備（公園部管理課・計画課・整備課）

都心の活性化や都心ウォーターフロントへの回遊性向上を図るため、東遊園地では再整備工事を進めるとともに、Park-PFI制度を活用した民間事業者によるぎわい拠点施設の整備を行う。

また、磯上公園は新体育館の整備に合わせて公園の魅力向上を図るため、再整備に向けた設計と工事を行う。

22. 「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe」の展開（公園部管理課）

都心三宮や各駅前の再整備事業のなかで、環境共生などSDGsの考えを取り入れ、「自然の景」を創造する「Living Nature Kobe-自然と共に暮らす都市・神戸-」に取り組む。

令和4年度は、京町筋、東遊園地などにおいて、高度な造園技術を活用して自然を感じる風景を創出する「Naturalistic Landscaping」による植栽の設計・整備に着手する。